

久留米広域連携中枢都市圏アンテナショップの取扱商品選定基準

1 目的

久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町の4市2町が共同で東京都港区新橋に設置する「久留米広域連携中枢都市圏アンテナショップ」において取り扱う圏域特産品の選定要件について定めるものである。

なお、本基準に該当しない商品については、当該アンテナショップで展示・販売する商品として取り扱うことができない。

2 出品者の基準

次の要件を全て満たすこと。

- ① 小郡市に本社又は事業所を有し、取扱商品に係る製造・加工又は販売を行う法人その他の団体及び事業を営む個人であること。
- ② 国税（法人税、個人にあっては所得税）、都道府県税（事業税）及び市町村税にエントリーシート提出時点で滞納がないこと。
- ③ 消費税及び地方消費税にエントリーシート提出時点で滞納がないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者でないこと。

3 商品の基準

(1) 選定要件

- ① 本圏域内で生産・製造された商品。
- ② 原材料が本圏域で生産された商品。
- ③ 本圏域にゆかりがあると認められる商品。
- ④ 本圏域内の事業者等を通じて仕入れが可能な商品。

(2) 共通要件

上記(1)に該当する商品であっても、次の要件の全てを満たさないものは出品することができない。

- ① 食品安全基本法、食品衛生法、J A S法（農林物資の規格化等に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法等及びJ I S規格（日本工業規格）等、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- ② 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- ③ P L保険等に参加し、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。ただし、生鮮品については、この限りでない。
- ④ 知的財産権を遵守していること。

4 その他

(1) 製造業者等への提案

皆様から申込みいただいた商品のパッケージやデザイン、梱包等については、販売戦略などの専門的知見を有するアドバイザーの意見をもとに、商品の仕様変更などを提案させていただく場合があります。